

2 いじめの早期発見について

いじめの早期発見のためには、日頃から児童の様子を観察しながら学級経営を通して信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やシグナルを見逃さないよう教師一人一人が感性を磨き、そのアンテナを高く保つことが重要である。

また、同学年会や児童理解の時間、いじめ対策委員会等において小さな段階でもいじめに発展する可能性のある事案に対して情報収集や分析・共有を組織的に行っていく。

さらに定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーや心の相談員による相談活動の充実により児童がいじめを訴えやすい体制を整えていく。

加えて家庭、地域との連携を通して声かけ、見守り活動を充実させていく。

1 いじめ対策委員会

重大な事案や慎重な対応が必要な場合において関係職員が対応について協議する。(随時)

2 児童理解の時間

同学年会から上がった事案について月に一度全職員で全体会を開催し、情報交換や対策について協議する。

3 同学年会

同学年で常に子どもたちの様子について情報を共有し管理職に報告する。

4 生活アンケート ※ 別資料

①各学期に1回実施。(6月末、10月末、2月末)

②生活アンケート受けて個人面談を実施する。

生活の様子や悩み等について定期的(年3回)アンケート調査を行う。アンケート項目にいじめについての具体的な質問を入れる。また友だちを「嫌な気持ち」にさせたことがあるかという質問を入れ、いじめの抑止力を高めていく。

5 聞いて聞いてカード ※ 別資料

①上記の生活アンケートを実施しない月の始めに実施する。

②毎月1日近くに用紙を配布し記入させ、その時間に回収する。

なお、相談したいことを書きやすくするために相談がない子どもについても「先生に知らせたいこと」「嬉しかったこと」などを書かせるように配慮する。

※1年生は口頭で質問し、聞き取り調査とすることも可。

③「はい」とした子どもについては、その内容を把握し必ず対応する。

～具体的な対応～ 声かけ、事実確認、個人面談、必要に応じて学級全体指導、
家庭連絡、管理職へ報告

④全ての子どもへの対応が終わったら用紙に内容を記し生活部へ渡す。
引き継ぎ資料として保管する

6 教育相談 ①

生活アンケート実施後に行うが、問題が生じた場合は随時実施する。

結果は全体に報告し、対応を各種会議(同学年会、児童理解の時間、いじめ対策委員会等)で協議する。

7 教育相談 ②

週1回のスクールカウンセラー、週2回の心の相談員の活用を行い、相談体制の充実を図る。
また、自由に校内の巡視や授業参観を行っていただくことで早期発見について助言をいただく。

8 保護者相談

家庭訪問や授業参観時の各担任との個別面談において随時気になることを相談する機会を持つ。また、電話などで連絡したりしながら保護者との信頼関係を築くとともにいじめの早期発見を行う。

9 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。